

平成29年度第2回福島県建築審査会 議事録

日時：平成30年3月27日（火）

13：30～15：00

場所：ふくしま中町会館 6階特別会議室

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 鈴木 浩

委員 時野谷 茂 (欠席)

委員 吾妻 明子

委員 飯塚 静栄

委員 清水 晶紀

委員 平松 敏郎

委員 渡邊万里子

○事務局

土木部建築指導課 課長 川音 真悦

〃 主幹兼副課長 佐瀬 守昭

専門建築技師 大竹 晴隆

〃 主任建築技師 國分 大介

○出席説明者

喜多方市建築住宅課 課長 猪瀬 秀一

建築係長 鈴木 勝康

技査 遠藤 淳

喜多方建設事務所 建築住宅部長 橋本 知幸

建築技師 山下 竜一

○傍聴者 1名

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案1 建築基準法第3条第1項第3号に規定するその他の条例制定に向けた喜多方市の取組について（説明事項）

議案2 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条ただし書許可の指針（案）について（説明事項）

4 閉 会

平成29年度第2回福島県建築審査会 議事録

発言者	内容
事務局	<p>福島県建築審査会条例第3条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いします。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>議事に入る前に、福島県建築審査会条例第4条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議長 (鈴木会長)	<p>それでは、吾妻委員と渡邊委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事入ります。</p> <p>議案1の『建築基準法第3条第1項第3号に規定するその他の条例制定に向けた喜多方市の取組について』事務局及び喜多方市より説明をお願いします。</p>
事務局及び 喜多方市	<p>《議案1について説明》</p>
議長 (鈴木会長)	<p>今後の進め方について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>喜多方市で条例等の策定作業を進めているところですが、その内容について、定期的に建築審査会への報告や建築審査会での議論を行っていただき、御意見を踏まえながら喜多方市の取組みを進めたいと考えております。</p> <p>今後は、平成30年度の条例制定等までに複数回に渡り建築審査会に報告等を行っていきたいと考えております。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>検討委員会の立ち上げについては、どのように考えていますか。</p>

喜多方市	<p>検討委員会の委員を平成30年7月までに決定し、その後、指針等を策定していく予定です。検討委員会で検討した内容は、建築審査会に報告をしながら条例制定等を進めたいと考えております。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>それでは、委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。</p>
飯塚委員	<p>歴史的建造物に対して、構造等の安全性の確保について、何らかのガイドラインを運用するような考えでしょうか。現段階で具体的な運用等について決まっていることがあれば教えてください。</p>
喜多方市	<p>活用する建築物によって様々であるため、構造計算等の具体的な指定はできないと思っております。</p> <p>安全性に関する最低限の考え方を指針として示し、その上で保存活用計画を策定してもらうことを考えております。事例が積み上がった後に具体的なルールを定めるのが良いと考えております。</p> <p>なお、検討委員会には構造の専門家が入る予定です。</p>
飯塚委員	<p>条例を制定するにあたり、対象物件の物件数、規模等、検討されていることを教えてください。</p>
事務局	<p>条例によって建築基準法の全てが適用除外される訳ではありませんので、対象物件等を検討し、建築基準法の適用が困難な規定を明確にした上で、建築基準法の適用除外をするそれに対する代替措置を検討するという流れで条例をつくることを考えております。</p>
喜多方市	<p>具体的な対象としては、登録有形文化財、伝統的建造物、景観重要文化財を検討しております。</p> <p>保存建築物を活用する際に、建築基準法を適用することが困難な場合に限って、この条例により対応したいと考えております。年に1、2件程度と想定しております。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>全国の事例では、条例を制定しているものの適用除外の実績が0件のものもあります。適用除外により歴史的建築物を保存していくことは、建築物所有者が抱えている個々の課題等があるので、相当な努力が必要と感じました。</p>

喜多方市	<p>街並みを保存していく上で、今後、課題が出てきた際の対策として条例が必要ではないかと考えております。</p> <p>京都市では保存計画の策定に補助をするなどしております。市としては、蔵を残していかないといけないと考えており、制度だけではなく補助を行うなど、積極的に取り組みたいと考えております。</p>
平松委員	<p>財産権の制約の問題が出てくると思いますが、所有者が解体したいという意向の場合、どういう話し合いをしていくか教えてください。</p>
喜多方市	<p>個人財産であり、解体意向ということであれば、致し方ないと考えております。市としては、歴史的建築物を保存してほしいという声掛けや支援制度を設け、その中で、個人の意思を主体としながら取組んでいきたいと考えております。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>伝統的建造物群保存地区として取り組むような地域はないのですか。</p>
喜多方市	<p>3月30日に伝統的建造物群保存地区を指定する予定です。地区内では伝統的建造物が182件該当しております。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。</p> <p>御意見がないようですので、これからも引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>次に、議題2の『引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条ただし書許可の指針（案）について』事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>《議案2について説明》</p>
議長 (鈴木会長)	<p>資料に添付している福島県「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る違反是正行動計画」については、指針案に基づき県で対応する事項となるため、許可の指針（案）について御議論を願います。</p> <p>それでは、委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>宮城県は商業地域の基準がない。福島県は北海道の基準を参考にしたということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>北海道は150㎡を超えるものも許可対象としており、上限が定められておりません。一方、建築基準法では用途地域内の建築物の制限において、特定の工場の面積基準を300㎡としている部分があることから、この数字を採用し、福島県としては、300㎡までは認めることとしたいと考えております。同様の取組みを静岡県が行っております。</p> <p>国の技術的助言において、対象区域を住居系用途地域としているため、住居系用途地域のみを基準を定めた県と、商業系用途地域を含めて基準を定めた県の2パターンあります。</p> <p>福島県としては、商業系用途地域にも引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場があるため、住居系用途地域に限らず商業系用途地域を含めた指針として作成しました。</p> <p>例えば用途地域を緩和する手法として、地区計画を定めて緩和するというやり方がありますが、その際も、一般的にはワンランク上の基準を目指して緩和しております。</p> <p>今回の案も、ワンランク上の基準を目指して緩和して良いのではないかという考え方のもとに、面積を定めたものです。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。</p> <p>それでは、特に御意見がないようですので、この案については特に異論がないということで扱っていただければと思います。</p> <p>議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。</p>